

国立大学法人の役員報酬規程の改正について

1 国家公務員給与の改正を考慮して行われた変更について（別紙1参照）

- 常勤役員の俸給月額を引き下げる改正（1法人）
- 期末・勤勉手当等の支給月数の改正（27法人）

2 その他の改正について（別紙2参照）

- 地域手当の改正等、法人の個別事情による改正

1. 国家公務員給与の改正を考慮して行われた変更について

○常勤役員の俸給月額を引き下げる改正

改正内容		法人数	法人名
0.2%引下げ (国と同様)	平成22年12月から引下げ (平成23年度に届出)	1	鹿児島大学
	平成22年度改正済	85	
計		86	—

※国の指定職俸給月額の改定推移(平均0.2%引下げ)

現行(~22.11.30)	⇒	改正後(22.12.1~)	減額(円)	引下げ率(%)
俸給月額(円)		俸給月額(円)		
726,000		724,000	2,000	0.28%
782,000		780,000	2,000	0.26%
840,000		838,000	2,000	0.24%
919,000		917,000	2,000	0.22%
991,000		989,000	2,000	0.20%
1,063,000		1,060,000	3,000	0.28%
1,138,000		1,135,000	3,000	0.26%
1,207,000		1,204,000	3,000	0.25%

○平成23年度以降の期末・勤勉手当等の支給月数の改正

改正内容		法人数	法人名
国と同様の支給月数 (2.95)	H23年度以降分を改正 (H22年度分は改正済)	25	弘前大学、岩手大学、秋田大学、山形大学、 筑波技術大学、千葉大学、東京農工大学、東 京芸術大学、お茶の水女子大学、電気通信 大学、一橋大学、上越教育大学、岐阜大学、 浜松医科大学、三重大学、滋賀大学、神戸大 学、鳥取大学、山口大学、香川大学、福岡教 育大学、九州大学、宮崎大学、鹿屋体育大 学、北陸先端科学技術大学院大学
	H22年度及びH23年度以降分を改正 (H23年度に届出)	1	鹿児島大学
	H22年度に改正済 (23年度以降分を含め改正済)	57	
国より低い支給月数	H23年度以降分を改正 (H22年度分は改正済)	1	大分大学(2.755)
	H22年度に改正済 (H23年度以降分を含め改正済)	2	帯広畜産大学(2.85)、大阪大学(2.80)
計		86	—

※国家公務員の指定職職員における期末・勤勉手当の支給割合の改正状況

<平成22年12月1日施行>

- ①平成22年12月期期末・勤勉手当の支給割合を0.15月分引き下げる改正
- ②平成23年以降の6月期期末・勤勉手当の支給割合を0.05月、12月期期末・勤勉手当の支給割合を0.1月分引き下げる改正

年 度	6月期			12月期			合 計
	期末手当	勤勉手当	計 (期末特別手当)	期末手当	勤勉手当	計 (期末特別手当)	
平成22年度 (給与法改正前)	0.65	0.80	1.45	0.80	0.85	1.65	3.10
平成22年度 (給与法改正後)	0.65	0.80	1.45	① 0.75	0.75	1.50	2.95
平成23年度 (給与法改正後)	② 0.625	0.775	1.40	0.775	0.775	1.55	2.95

2. その他の改正について

改正項目	改正内容	法人名
地域手当の改正	9%から10%へ引き上げる改正	筑波技術大学
	17%から17.5%へ引き上げる改正	東京大学
	9%から11%へ引き上げる改正	愛知教育大学
	3%から4%へ暫定的に引き上げる取扱いを実施	滋賀大学
	7.5%から8%へ引き上げる改正 (ただし、暫定的に7.5%での取扱いを実施)	奈良教育大学
非常勤役員手当の改正	非常勤監事手当を月額160,000円から240,000円に引き上げる改正	筑波大学
	非常勤役員手当額を1,000円引き上げる改正 ・非常勤役員理事(日額)31,000円→32,000円 ・非常勤役員監事(日額)25,000円→26,000円	筑波技術大学
	常勤役員に準じて非常勤役員手当を平均0.2%引き下げる改正	横浜国立大学、富山大学
諸手当関係	単身赴任手当を新設する改正	愛知教育大学
	広域異動手当を新設する改正	大分大学
	非常勤役員に通勤手当を支給する改正	神戸大学
規定の整備	役員の本給月額等について、経営協議会の議を経て決定する旨を明文化する改正	千葉大学、岐阜大学、北陸先端科学技術大学院大学
	役員の期末特別手当の算定における在職期間の取扱いを整備する改正	政策研究大学院大学
	語句等の整備	福岡教育大学

国立大学法人における役員の地域手当支給率等について

平成23年7月1日現在

法人名	23年度の 改正状況	勤務地 支給率	勤務地 支給率 (職員)	国の支給率
北海道大学		3%	3%	3%
北海道教育大学		3%	3%	3%
室蘭工業大学		0%	0%	0%
小樽商科大学		0%	0%	0%
帯広畜産大学		0%	0%	0%
旭川医科大学		0%	0%	0%
北見工業大学		0%	0%	0%
弘前大学		0%	0%	0%
岩手大学		0%	0%	0%
東北大学		6%	6%	6%
宮城教育大学		6%	6%	6%
秋田大学		0%	0%	0%
山形大学		0%	0%	0%
福島大学		0%	0%	0%
茨城大学		4%	4%	10%
筑波大学		9%	9%	12%
筑波技術大学	+1%	10%	10%	12%
宇都宮大学		6%	6%	6%
群馬大学		3%	3%	3%
埼玉大学		9.2%	9.7%	12%
千葉大学		10%	10%	10%
東京大学	+0.5%	17.5%	17.5%	18%
東京医科歯科大学		18%	18%	18%
東京外国語大学		12%	12%	12%
東京学芸大学		12%	12%	—
東京農工大学		12%	12%	12%
東京芸術大学		15%	15%	18%
東京工業大学		16.2%	16.2%	18%
東京海洋大学		18%	18%	18%
お茶の水女子大学		15.5%	15.5%	18%
電気通信大学		12%	12%	12%
一橋大学		15%	15%	15%
横浜国立大学		12%	12%	12%
新潟大学		0%	0%	0%
長岡技術科学大学		0%	0%	0%
上越教育大学		0%	0%	0%
富山大学		3%	3%	3%
金沢大学		3%	3%	3%
福井大学		1%	1%	3%
山梨大学		2%	2%	6%
信州大学		2.6%	2.6%	3%
岐阜大学		0%	3%	3%
静岡大学		5%	5%	6%
浜松医科大学		3%	3%	3%

法人名	23年度の 改正状況	勤務地 支給率	勤務地 支給率 (職員)	国の支給率
名古屋大学		12%	12%	12%
愛知教育大学	+2%	11%	11%	12%
名古屋工業大学		12%	12%	12%
豊橋技術科学大学		3%	3%	3%
三重大学		4%	4%	6%
滋賀大学	±0% (+1%)	3% (4%)	3% (4%)	3%
滋賀医科大学		5%	5.5%	10%
京都大学		10%	10%	10%
京都教育大学		10%	10%	10%
京都工芸繊維大学		10%	10%	10%
大阪大学		12%	12%	12%
大阪教育大学		3%	3%	3%
兵庫教育大学		0%	0%	0%
神戸大学		10%	10%	10%
奈良教育大学	+0.5% (±0%)	8% (7.5%)	8%	10%
奈良女子大学		8%	8%	10%
和歌山大学		3%	3%	3%
鳥取大学		0%	0%	0%
島根大学		0%	0%	0%
岡山大学		3%	3%	3%
広島大学		0%	3%	—
山口大学		0%	0%	0%
徳島大学		0%	0%	0%
鳴門教育大学		0%	0%	0%
香川大学		0%	0%	3%
愛媛大学		0%	0%	0%
高知大学		0%	0%	0%
福岡教育大学		0%	0%	0%
九州大学		10%	10%	10%
九州工業大学		3%	3%	3%
佐賀大学		0%	0%	0%
長崎大学		3%	3%	3%
熊本大学		0%	0%	0%
大分大学		0%	0%	0%
宮崎大学		0%	0%	0%
鹿児島大学		0%	0%	0%
鹿屋体育大学		0%	0%	0%
琉球大学		0%	0%	0%
政策研究大学院大学		18%	18%	18%
総合研究大学院大学		6%	6%	6%
北陸先端科学技術大学院大学		0%	3%	—
奈良先端科学技術大学院大学		6%	6%	—

※国の支給率が「—」の地域は、一般職国家公務員が不在である地域手当指定外地域を示す。

※ () は暫定的な取扱いを示す。

○公務員の給与改定に関する取扱いについて（平成 22 年 11 月 1 日閣議決定）（抄）

3(3) 独立行政法人（総務省設置法（平成 1 1 年法律第 9 1 号）第 4 条第 1 3 号に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準も十分考慮して給与水準を厳しく見直すよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減等の取組状況を的確に把握する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

○国立大学法人法(平成 15 年 7 月 16 日法律第 112 号)による読替後の独立行政法人通則法(抄)
(役員の報酬等)

第五十二条 国立大学法人等の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 国立大学法人等は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該国立大学法人等の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 文部科学大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を国立大学法人評価委員会に通知するものとする。

2 国立大学法人評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、文部科学大臣に対し、意見を申し出ることができる。